ネットワークの広がりと全国消団連の結成

まだまだ厳しいくらしが続く中で、それでも生活や社会環境をなんとか良くしていこうと、各消費者団体はおたがいに連携・協力を深めていきます。日本生協連が独自に全国消費者大会を開催するなど、消費者団体の活動はますます活発化し、56年に「全国消費者団体連絡会」が結成されます。翌57年には、全国消団連の主催による、記念すべき第1回全国消費者大会が開催されましたが、このときは小売調整法案反対などの決議を行い、消費者宣言を採択しています。おなじころ、各都道府県単位の消費者団体の設立も進められました。

こうしてさまざまな消費者団体による連携が全国に広がり、そのネットワークは大きな社会的な力となります。たとえば経済界からは、独占禁止法の緩和を求めて政府へ働きかけるといったことも行われるようになりますが、独占禁止法緩和問題についても、各団体が結束して取り組んだことで世論の喚起を引き起こしました。独占禁止法緩和の改正案は審議未了となり、その後も国会への再上程は行われませんでした。またこの時期、地下鉄・電力・ガス料金などの公共料金値上げ反対運動が広がり、新聞代値上げ反対運動にも取り組みました。

1955

1956

1957

なお50年代半ばには牛乳の値上げを契機に、消費者による産直運動が生まれます。

全国消団連のあゆみ

社会の動き

9月 主婦連「くらしを守る消費者大会 |

6月 第1回母親大会開催 8月 森永砒素ミルク事件発生

12月24日 全国消費者団体連絡会結成

(参加団体・主婦連、婦団連、日本生協連、総評、 中央労福協、くらしの会、婦人問題研究会、婦人 民主クラブ、全国学校生協連、全国大学生協連、 炭協連の11団体) 7月 経済企画庁「経済白書」で「もはや戦後ではない」と発表

10月 日本生協連、全国消費者大会を開催 12月 日本、国連へ加盟

- 2月 全国消費者大会を開催し「消費者宣言」を採択
- 4月 入浴料金値上げ、環衛法反対緊急消費者大会
- 11月 全国消費者大会
- 12月 独占禁止法強化を提唱

- 1月 南極観測隊昭和基地開設
- 4月 日ソ漁業協定調印

10月 全国消団連・全国代表者会議。独占禁止法および 輸出入取引法の改悪反対等の取り組みを決議 12月 国民健康保険法公布 12月 独占禁止法 改正案廃案へ

- 3月 新聞協会へ新聞代値上げ反対を申し入れ
- 3月 公取へ新聞代値上げでの独禁法違反の審査請求
- 4月 新聞代値上げ不払い運動を開始
- 11月 新聞代問題で各新聞社と事態収拾について協定
- 1959
- 9月 伊勢湾台風被害11月 国民年金法施行

用語解説

産直運動

消費者にとっては食の安全性や適正な価格、また生産者にとっては安定価格による安定生産・販売に関心があるが、その両者が直接取引と交流を行うことで、互いを理解し、食と農業のありかたを変えていこうとする活動。用語の意味には、産地直結、産地直送、産地直売など様々あり、その形態もいろいろだが、産直運動の始まりが牛乳の値上げをきっかけとしていたことからも、当初は価格問題が優先された。その後70年前後以降は、農薬問題など、一般消費者のあいだでの食の安全性や環境保全の意識が高まり、拡大する生協運動がその主な担い手になりながら、取り組みはさらに全国に広がった。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ カネミ油症事件、スモン病

1967年頃から、北九州市のカネミ倉庫という会社が製造した食用油に塩素化合物PCBが混入。製品は九州・中国・四国などで売られ、約1万4000人がPCB中毒にかかった。胎児性PCB中毒にかかった赤ちゃんも生まれた。

また、1955年ごろからスモンと呼ばれる疾患(下痢、下肢の知覚異常、視覚障害など)の多発地域がみられ、69年に厚生省がスモン調査研究協議会を組織。70年に、患者のほとんどがキノホルム(大量生産され、配合された百数十種の薬剤を医師も投薬。下痢止めとしても市販)を使用していたことがわかり、販売中止を指示。製薬会社側はウイルス説を主張するなどして、キノホルム原因説に反対したが、その後スモンの発生は激減した。患者は75年時点で1万1千人以上にのぼったが、患者運動によって、健康管理手当ができ、薬事法の改正および医薬品副作用被害救済基金法が成立した。



● 1959 年 6 月 第 6 回 全国消団連代表者会議